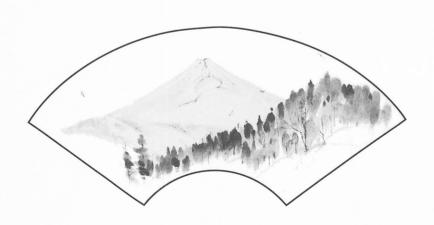
第一章 近世裾野の成立



御給人衆小者之可仕役儀ニ百姓を遺候ハんと被申候共、

切同心申間敷候、勿論所之地頭と申候共、

御帳面

付候百姓等奉公人二出候事、

其村之肝煎之儀ハ不申及、

第一節 近世初期の裾野

慶長四年六月吉日 横田村詮法度

御法度被

仰出条々事

別ニ人足被遺儀有間敷事 別ニ人足被遺儀有間敷事 別ニ人足被遺儀有間敷事

一門落个方人是は北上をころはなるともの一枝とうでもらればないははははない され、中上の一体の一直引くる大けるとは人不敢見とき相らりはなるは他 一直者が会してというないは何かでもり、ちてちてきる我大門母と他もです つうけんがそれかれかがくなるとはつける一曲しばらいたとり接接を到るの 中年人に大く、仕はないまできてるとなって一切同じてるなくの海ではなくした内は ははいないますかけらからし他面はからまかいかけるなかかかかられん これは、とうないなくほうするとないとないを同となりなりの中からいかで 李素を受けるはんなまるなですともれてますでいめているわまれるしと おきまっていてとき会様といるはその古れていり 心はと同一大車的一中事 中華聖で変われるまでおかます てお得くるとかしから行きしまくまとれておきとまっていまりつれてすってれ 古いてはあずりおられとしょうはまれているははんのをましてしてい 我一行父子内性心多知他四年八人村人行经内任不上子大臣大人之面 ゆきりぶららこれはおしちまちた時でははないとのときなけれ ではらえやりるないと家村まける事が大打け流からがあるところれ 後等計如下了七村一切由了人人院的至人任中心的好及次教在的身故 少けてもり一切けるかってとはまるはますえてと、後てみちのきてなって 任何大年代以外代をといるというかず世代と古代かしり一大名と古利 程心事歌一好完一多不到一次自己沒人後教育的事情不持分在沒 すらり分の版回のれてでのはしくなってからかなからですかなけるなる あげく方がするへれてきる村の東はする大きときるものはんはつ るるちま ないる何かけられたわれれても考る中でしますはおめくとかんときまけ ち通野中から発神をなる 思いる村とろうてでは他事 市は在は 塩金 なるとまた 自然の 路美国の文品村が高

隣家之者迄可有御成敗候、

Ш

能 聞 在之出作田畠等、 切御法度候、 竹を以、百姓面々計可相渡候、 候、又舛之儀ハ斗舛ニ相定候、 百姓と喧硴口論之出入在之共、所之代官・領主へ不申 不及分別儀候者、 ふるひ、 郡奉行へ互指上、 莚ニも不付候様ニ可仕候、 其上口米石ニ付弐升宛在之上ハ、俵をも 領主へ指上候儀堅御法度候、若百姓 従郡奉行公儀へ可指上候旨被 理非之穿鑿可相究候、 次他郷と申分ハ勿論、 とかきハ四寸五寸廻之 無御判斗舛にて取引 次今度御帳 万一 奉行 仰出 縦同 面 =

人・郡奉行自然可取と申候共出シ申間敷候、 之ハ則可申上候、為其村不申上従余之村相聞候者、其 年貢等相済後諸給人衆在郷ニ居住、其上手作仕候事在 木・油之木之事ハ、歩数ヲ引、 村可為曲事候、 又縄之内:在之諸木之分、 縄之外ニ御算用之上ハ、 御代官・給 但蜜柑之

死失候跡之田畠をハ其村之者共として可仕作事

と云、 郡奉行へ渡、其上理非之遂穿鑿、 成敗之儀是又堅御法度候、 宛下可出候、諸色御置目之通相済、其上給人衆我百姓 上りにて候、 御蔵入之所人足役等然々無之間、 中於在之ハ、百姓面々代かへ米を以可相済事 以可相立候、売買なミにもはつれ、 知事、 の売買之わしを以可相済候、 ハ不及申、 ・井溝・堀・河・道以下縄之外之上ハ、給人衆之儀 付 非分中懸儀 米与大豆之わりハ、駿東郡之分ハ沼津にて 百姓等其構有間敷候、然上ハ郡奉行可任下 何篇御蔵入之守仕置、 ハ勿論、 曲事眼前之儀候者、 縦如何体之科在之共、 其外之郡ハ府中之売買を 従公方可有御成敗候 給衆方とハ毎年 やすく可取と申 諸給人方へハ 則搦捕 一損 損 衆

迄 司 二不残直訴可申事

右之通堅可申聞之旨就

御意如此候也

若右之御置目を背成敗申衆中於在之ハ、則所之小百姓

慶長四亥年六月吉日

間

木之修理等能可仕候、

次屋敷廻之土居・竹木・野

公方物之儀候、

其内を以三分二上、相残ハ木主ニ遣候

駿東郡公文名之村惣百性中 内膳正(花押)朱印 慶長四亥年七月吉日

内膳正(花押)朱印

也

右下ノ在所也

上田村惣百性中駿東郡

(裾野市御宿

湯山

博氏所蔵

「口絵参照」

有井陽一氏所蔵

(慶長四年)八月二七日(一五九九) 年貢納入につき横田村詮折

紙

女子共人質。取候者、百姓共出合可取返者也 と、号、当米を以可取と申共、 切出間敷候、 若牛馬

御知行割無之以前:、先給人衆年貢のふる未進

・夫銭な

八月廿七日(慶長四年)

内膳正

村詮(花押)

代官・領主へ不申聞、

郡奉行へ互ニ指上、

理非之穿鑿

所之

可相究候(以下同文)

申分ハ勿論、縦同百性と喧硴口論之出入有之共、

遣候ハんと申候共、一切同心申ましく候、次ニ他郷と 并御代官衆・御給人衆にても小者之可仕役儀ニ百性を

御宿村

肝煎中

上田 村

之次を以可算用候、売買なミにもはつれ(以下同文)

(第四条の付以下)付、米与大豆之わりハ沼津町之売買

以上

一 所之地頭と申候共、

御帳面二付候百性等奉公人二出候

事、

其村肝煎之儀ハ不及申、

隣家之者迄可有御成敗候、

※七月吉日発給「横田村詮法度」の異同部分のみ抄出

(裾野市公文名

千福村

肝煎中

此所府中衆知行所ニ成候者、年貢米沼津まてハ可相届候

肝煎中

=

(慶長四年)八月二七日 上田村肝煎交替につき横田

(裾野市御宿 湯山 博氏所蔵

75

(慶長四年)九月二九日

村詮折紙

尚以此書中]則此宮内左衛門方へ相渡し以来の証

急度申遣候、 文に持度候由候間如此候、 駿東内上田村肝煎之事、 此前者新七郎と申

以後者御宿宮内左衛門其村之肝煎ニ仕度由小百性共のそ 者仕来候由候へ者小百性共めいわく仕候由申候間、 自今

可申付候、 ミ候間、 得其意候而、 為其如此候也 宮内左衛門二上田村之公方役等之

(慶長四年)

八月廿七日

|衛門との ^

内膳正

村詮(花押)

五

慶長六年一一月二三日

(裾野市御宿 湯山 博氏所蔵

以上

上田村之肝煎、自今以後者其方二申付候間、 御宿村二抱候田地者出作分二可仕候、 為其如此候也 可成其意候

九月廿九日

(慶長四年

上田村

内膳正

村詮(花押)

宮内左衛門

(裾野市御宿 湯山

出正次手形

定輪寺領・門前諸役免除井

以上

桃薗定輪寺領之事、 ゟ被進候間、 重而 御寺内ニおゐて五石之所引、 御朱印取可進候、 并門前諸役令免除 御公方

上田村肝煎任命につき横田

村詮折紙

候者也、仍如件

霜月廿三日

(裾野市桃園

定輪寺所蔵

内大臣

慶長七年十二月十日

井志摩守

写

六

慶長七年一二月一〇日

定輪寺への徳川家康寄進状

(裾野市桃園 定輪寺所蔵

(口絵参照)

「慶長七年十二月十日端裏書)

家康公朱印之義ハ本書者明治二年二月上旬、西之原へ

差出候、 三是ハ写也」

桃薗定輪寺領 寄附状

駿河国駿東郡大畠郷定輪寺寺内五石之事、全可寺納、寺

者也、仍如件 中竹木并諸役等令免許畢、者守此旨仏事勤行不可有怠慢

七 慶長九年八月

御宿村永荒帳(竪)

(表紙)

慶長 東 長 九 年

八月廿

日

百

人

古

百

左

衛

門

駿州御宿村永荒帳

永荒畑 同所 永荒畑 同所 永荒畑 子荒畑 永荒畑 ^{同所} 売 畑 当荒畑 永荒畑 十廿 壱五 間間 六八 四十四円間間 廿廿 四 間間 五十七間間 八十七 間間 十十六間間 十十四八間間 十十 三七 間間 間間 九畝五歩 壱セ拾八歩 壱セ廿六歩 壱反廿歩 四畝拾六歩 八畝拾弐歩 壱反六畝歩 弐畝廿五歩 七畝拾壱歩 善 無

無

主

与

兵

衛

主

高

西

寺

宮内左衛門

治 左 衛

	当荒畑	当荒畑	^{同所} 永荒畑	そり 子荒 畑	下畑 永荒畑	をり畑 黒畑	永荒畑	永荒畑	永荒畑 畑	当荒畑	当荒畑
	三五 間間	八十間間	五八 間間	十三十 間間	五八 間間	十廿 間間	十廿 間間	廿三 十 間間	八十二代間間	弐十 間間	四八 間間
	拾五歩	弐セ廿歩	壱セ十歩	壱反歩	壱セ拾歩	六畝廿歩	六セ廿歩	弐反歩	三セ六歩	廿歩	壱セ弐歩
	宮内左衛門	神右	無	五郎右衛門	無	無	無	無	無	同	助
	衛門	衛門	主	衛門	主	主	主	主	主	人	+
	荒畑合芸	当荒畑	永荒畑	永荒畑	永荒畑		畑	永 永 荒 畑	· 市屋畑 荒畑	当荒畑	当荒畑
此石八	它町六反	三五 間間	十廿 三 間間	十十 弐四 間間	三十間間	弐十 三 間間	五八 間間	八三 十 間間	廿三 十 間間	弐六 間間	五十 間間
此石八石壱斗九升五合	荒畑合壱町六反三セ廿七歩	十五歩	八畝歩	五セ十八歩	壱セ歩	廿六歩	壱セ十歩	八畝歩	弐反歩	十弐歩	壱セ廿歩
	五ッ	助	無	左衛門五郎入作	四郎左衛門	助	同	同	同	同日分	宮内左衛門
		+	主	入作	衛門	+	人	人	人	人	衛分 門

以上荒合九町五反三セ九歩半

永荒七町八反九畝拾弐歩半上ノ原かミあらいとうこうそうり共ニ

此石三十九石四斗七升四夕

此石四拾七石六斗六升五合四夕

□合相済申候、以上

(慶長一九年)四月九日

定輪寺村諸役免除につき長

野清定手形写

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

五ツ

以下さし置申候間、

桃薗定輪寺村之事、 前々任証文ニ

田畑之儀被入御念候可被仰付候、仍 御公方役并郷次諸役

如件

未ノ九月十三日(元和五年)

定輪寺

(裾野市千福

西島義禮氏所蔵

定林寺村之事、

如前々

御公方役之儀郷次其外人足役指

い上

置申候間、田畠被入御念可被仰付候、仍如件

(慶長一九年)

卯月九日

定輪寺

御納所参

(元和六年)九月二四日 茶畑村指出

「御指出ミくりやにてあけ申候あとかき」(端裏書)

高四百拾八石弐斗壱升五合 駿東郡茶畑村御指出し事

0

長野九左衛門 判

(裾野市千福 西島義禮氏所蔵

52

(元和五年)九月一三日

カレ

定輪寺村諸役免除につき今 宮惣左衛門手形写

今宮惣左衛門

御納所

三十表(五わり 本米たねかり 此金子十五両弐分(但壱両ニ付六俵つ、	九拾三俵金子『而十二月中』納此はらい	一米六百弐十七俵壱斗九升 未ノ年納	比納方 - 此内ニ而夫免あり	田畑屋敷合五拾四町壱反四セ廿七歩	屋敷壱町九反三畝廿七歩	下畠拾壱町八反四畝拾九歩四ツ	中畠七町八反三畝九歩	上畠九町五反八畝廿七歩	下田九町七反五畝拾壱歩	中田七町弐反七畝拾四歩 十弐	上田五町九反壱畝拾歩 十三	此わけ	此内八斗五升八合ハ ヒノ皆川成
一 小物成 無御座候 無御座候	一山手無御座候	一米三十四俵弐斗七合 未 進	以上らこあり	三百弐拾五俵ハ 御蔵御改被成候而米御く	是ハ長十郎殿へ渡し申候、七月十日	但壱俵:付三斗六升弐合廻	七拾九俵壱升五合 いとうゑこし申候	是ハ岡元殿へ渡し申候、六月廿日	但壱俵ニ付三斗六升五合まわし	七拾八俵ハ 網代へこし申候	是ハ細井金五郎殿以て[]辻権三郎殿へ渡る	但壱俵:付三斗七升廻、四月十日	弐拾弐俵壱斗七升五合 うさひゑこし申候

	に いまない 無御座候	七拾六石九升九合田石	
石何にても無隠有様ニ書上申候、若横へ	若横合ゟ訴人御座候ハ、	此取三拾九石五斗七升弐合	五ッ弐分取
御法度『可被仰付候、以上		三拾壱石九斗壱合 畑や	畑やしき共ニ
申九月廿四日	新四郎(花押)	此取拾三石七斗壱升八合	四ツ三分取
	角蔵	取合五拾三石弐斗九升	
御奉行様に御指出候跡書也	久右衛門尉	右分米十五日以前『急度可有皆済者也、	済者也、仍如件
	又左衛門尉	西十月十九日	
右分ミくりやにてあけ申候跡かき也	長右衛門尉		安弥兵衛)
	三郎右衛門尉		右庄屋
(沼津市	柏木正男氏所蔵)		百姓中
(元和七年)一〇月一九日 富沢村年	富沢村年貢割付状	(裾野市富沢	富沢 渡邉武彦氏所蔵)
富沢村酉御年貢可納割付之事			
高百三拾八石五斗九升五合	田畑屋敷共		茶 烟 村 指 出
此内卅石五斗九升五合	永荒ニ毎年引候	験東郡茶	
残百八石		□□百拾□石弐斗壱升五合	田畑屋敷共
此わけ		内八斗五升八合ハ	ミノ皆川成

近世初期の裾野 山手 弐百三拾七石八合 田畑屋敷合五拾四町壱反五畝弐歩 上田五 中畠七町八反三畝九歩 上畠九町五反八セ弐拾七歩 下田九町七反五畝拾七歩 中 屋敷壱町九反三畝廿七歩 下畠拾壱町八反四セ拾八歩 四拾六俵壱斗弐升五合ハ 五百四拾弐俵八合 百三拾五俵五升 由 以上 此内 以上 七 町弐反七畝拾四歩 町九反壱セ拾歩 酉之御年貢可納分 此内ニ而夫免あり 米ニ 本りたね 金 = 丽 而 納 納 無御座候 カン り納 四ツ 七ツ 八ツ 十弐 + 後日仍如件 右何にてもうきやく少成共無之候、 ハ、御法度ニ可被仰付候、 小物成 うきやく 戌九月十 日 司 同 口 司 茶畑村之 少も御うらミと有間敷候、 (沼津市 若横合ゟ訴人御座候 新 七 文 三郎 与 角 又左衛門尉(花押) 久 右 右 惣 右 柏木正男氏所蔵 四 無御座候 無御座候 右 左 衛 衛 衛

衛門尉回

門(花押)

門(花押)

(宛所なし)

衛門尉印

門

蔵

郎(花押) (花押) (花押)

為

三 (元和八年)九月一二日 茶畑村指出覚

「権右衛門様へ指上申さしいたしのあとかき」(端裏書)

上田五丁九反壱セ十歩 戌年之指出しおほへ茶畑村之分

内五反三セ廿二歩

〆五丁三反七セ十八歩

中田七丁弐反七セ十四歩 分米六十九石八斗九升五合

夫免ニ引

内六反六セ四歩 内七セ五歩 *カコ い川成二引

〆六町六反壱セ十歩 五反四セ五歩

分米七十九石三斗六升

下田九丁七反五七十一歩 内八斗五升八合ハ

ミノ皆川成ニ引

十弐

上畠九丁五反八セ廿七歩 内八反七セ五歩

〆弐百廿七石六升弐合

有高

内八斗五升八合

〆八丁七反壱セ廿弐歩

夫免ニ引

分米六十九石七斗三升九合

中畠七丁八反三セ九歩

内七反壱セ六歩

夫免ニ引

〆七丁壱反弐セ三歩

分米四十九石八斗四升七合

下畠十一町八反四セ十九歩

四ツ

内八反八セ廿歩

メハ丁八反六セ廿一歩

田以上弐十町八反五セ十九歩夫免引と 分米八十八石六斗七升

内七セ五歩

田石合弐百卅七石九斗弐升

ミノ皆川成引 か い川成引

八ツ

内壱丁七セ廿歩

夫免ニ引

〆十町七反六セ廿九歩

○畠石合百六拾弐石六斗五升三合 分米四十三石七升九合

や敷壱丁九反三セ廿七歩

+

内壱反七セ十八歩 夫免ニ引

必売丁七反六セ九歩

畑屋敷合弐拾八町三反七セ三歩 分米拾七石六斗三升

畑石合百八十石弐斗九升五合

石高合四百拾八石弐斗一升五合 此内八斗五升八合 ミノ皆川成

残四百拾七石三斗五升七合 戌九月十二日(元和八年) 有 高

新 四 郎

(花押)

久右衛 門(花押

宝

寛永一〇年一一月二一日 富沢村年貢割付状(一六三三)

山田権右衛門様

指出し跡かきおほ

「元和七戌年之事也」

寛永八年一〇月二八日

(沼津市

柏木正男氏所蔵

四

須山村年貢割付状

可納須山村未ノ御年貢米之事

高八拾五石四斗五升四合

内分

七石五斗五升八合

七拾七石八斗九升六合

取拾四石弐升弐合(割印

右之通霜月中二急度可皆済者也

寛永八年十月廿八日

有

高

永荒道代

村上三右卿

庄屋百姓中

(裾野市須山 渡邊徳逸氏保管

酉歳御年貢割付之事

57

百三拾八石五斗九升五合 高

田方百四石弐斗五升壱合 此分ケ

弐拾九石四斗壱升四合 永荒

壱石八斗八升 検見捨

此取弐拾九石壱斗八升弐合四ツ取 七拾弐石九斗五升七合 残 石

畑方三拾壱石弐斗六升八合

弐拾九石六斗四合 壱石六斗六升四合

永

残

石 荒

此取九石四斗七升三合

屋敷三石七升六合

式石弐斗九升六合 七斗八升

残 永 石 荒

覚

此取壱石壱斗四升八合

右取合三拾九石八斗三合

米五斗九合

見 取

米弐斗

右之分庄屋百姓寄合致勘定、 極月十五日以前二急度皆 山手役

済可申者也、仍如件

寛永十年

十一月廿一日

長谷川藤右衛門印

庄屋

寛永一九年七月二六日 御宿村、代官より法度請書(「六四二) (裾野市富沢 渡邉武彦氏所蔵

天

□此以前被仰付候男女衣類之事、庄屋ハ絹紬布もめん、○

五人与過銭ニ可被仰付候事 其外百性共ハ何も布もめん[__]若相背[見合ニ御はき取候、]袖□帯ニも仕間敷 本人ハ籠舎、 庄屋

不似合家作、自今以後仕間敷候事

よめ取仕候共、乗物用申間敷候事

荷鞍ニもうせんをかけ乗申間敷候事

聞候、 申間敷候、若右之条相背申もの御座候ハヽ、見合聞出次 右之条々堅可相守旨被仰付候、 是ハ面々為身尤くツろきためニて候間、 右上御口上□組(三面) 少も違背 頭 □(被)

法度ニも可被仰付候、 本人並五人与中ハ不及申上、 少も御恨□存間敷候、 庄や・組 頭共 三如何□之御 仍如件

第五人与中□□急度可申上候、

隠置脇ゟ訴人御座候者、

寛永十九年 御宿村 左 衛 門印

午七月廿六日

善

八

郎

兵

衛印

喜 左 衛 門印 弥 右 衛 門印

御代官様 七 左 衛 門印 市 郎 兵 衛印

喜

兵

衛印

七

兵

衛印

寛永一九年一一月一〇日 富沢村年貢割付状

七

高百三拾八石五斗九升五合 午年富沢村御年貢可納割付之事

田畑辻

此分ケ

田方百四石弐斗五升壱合

内

拾弐石四斗

弐拾三石八斗八升四合

六拾七石九斗六升七合

残 午 永

石

ノ検見捨

荒

此取弐拾石五斗壱合

畑方三拾四石三斗四升四合

惣 左 衛 門印 八郎右衛門印

兵 衛印 太 郎 兵 衛印

左 衛 門印

清 理

欠

(裾野市

御宿

湯山

博氏所蔵

59

三拾弐石四升八合

残

石

(正保二年)二月二三日 茶畑村小物成請取状(二六四五)

請取申申ノ薪ぬかわら代金ノ事

金子合弐両弐分九百三拾六文者

右者申ノ年分ニ請取所也

酉ノ一月廿三日(正保二年)

割印

渡部平左衛門印

奥住新左衛門

茶畑村

孫

兵

衛との

六郎右衛門との

権右 衛門との

柏木正男氏所蔵

富沢村 請取申ぬかわら縄莚代納ノ事 野彦太印

九

(正保二年)二月二九日

茶畑村小物成請取状

割印

(裾野市富沢 渡邉武彦氏所蔵)

60

此取壱石三升三合

弐石弐斗九升六合

屋

敷

内

米弐斗

取合三拾弐石弐斗四升八合

此取拾石七斗壱升四合

見取辻 山手役

此取弐斗五升

廿日以前『可致皆済、若其過於無沙汰者急度可申付者也 右之通大小之百姓立合、高下無之様ニ内割致、来る極月

寛永拾九

午ノ霜月十日

高五石五斗七升

沼津市

鐚合百七拾文者

右者申ノ年分ニ請取所也

酉ノ二月廿九日(正保三年)

渡部平左衛門印

奥住新左衛門

茶畑村名主中

(沼津市 柏木正男氏所蔵

正保二年一二月二九日 茶畑村家次代納金請取状

酉ノ年ノ分家次之代納事

5

此代三百八拾文

割印

莚弐拾三枚

縄弐百七房

割印

此代金弐分五百八拾四文

ぬかわら

此代壱分八百四拾文

割印

全壱両八百拾弐文

新田分

縄七房七りん

割印

此代八拾五文

割印 一莚八分五りん

此代拾三文

ぬかわら

割印

〆百七拾文

此代六拾八文

二口合壱両九百八拾二文

右納所也

正保二年酉ノ十二月廿九日

茶畑村 六郎右衛門

奥住新左衛門印

権 右衛 門

殿

兵 ま衛いる

孫

柏木正男氏所蔵)

(沼津市

御宿村宮内左衛門隠田一件に

つき訴状

正保五年四月一四日

(前欠)

明ル六月も高引申事罷成間敷と申候へ者、訴人仕候か

と申候ニ付指置申候、 ・候高壱人ま = 而何 ほ 申之年より戌ノ年まて三ヶ年引 とか かと小帳御座候間、 御尋

去年御改御座候時、 次第指上ケ可申候事 我々共右之引高荒間ニ立御検地う

反別名寄指上ヶ申時弐反弐畝十八歩あらわ け申 候所に、 宮内左衛門手前三反四畝歩残し置申 れ候而指上 一付

出 しニ宮内左衛門下畑なミニいたし書上申候上ハ、尓

ケ申候、

残而壱反壱セ拾弐歩ハ野屋敷坪ヲ去年之御指

今隠田御座候事

亥ノ御改荒発帳ニ壱反九セ十三歩御座候、 跡々上畑弐反三畝三歩永荒ニ罷成御指出し仕候所ニ、 荒起帳 ニのせ不申候間、 是も宮内左衛門こんもう仕候 残三セ廿歩

御代官様

かと存候事

荒うけ取御役等仕候へ者、 永荒之内上ノ原新田ニ立申度由ニ而七左衛門戌ノ年よ 点不致候、 り我々共ヲ頼ミ宮内左衛門方へさま~~申候へ共、合 彼七左衛門申様 郷中百姓之たすかり、 上 ノ原三拾九石余之永

> 御公儀様へ御年貢かけ候も上り申儀ニ候間、 申 候へとも、 我々共申事 円き、不申 一候上 さま 掠

御公儀様ヲ申我かまゝ 8 0) -丽 御座候、 其上彼七左

衛門御前様へ罷出、三拾九石余之御役儀可仕と申うけ、

我々共跡々申候儀実儀

只今新田ョ立罷有候へ者、

成候御事

右之条々被為分ヶ聞召、 御勘定可被仰付候、 以上

正保五年

子ノ卯月十四

御宿村 太 郎

衛 衛

理

兵

兵

次 左 衛 門

半 右 衛 門

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵

き手形

亖

慶安元年八月九日

御宿村宮内左衛門隠田一件につ

酉ノ年長谷川藤右衛門様御代ゟ戌之年まで、(寛永十年) (正保三年) 田高七石

殊

千福村

文左衛門殿 太兵衛殿

葛山

上ヶ土

惣左衛門殿

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵

亖 慶安三年一〇月二六日 深良村指出

深良村御指出シ之事

高千三百拾四石四斗九升壱合高

田畑屋敷共

半右衛門・理兵衛・次左衛門・太郎兵衛四人之者ニも

上ヶ被成候義過分至極ニ存候、此上少も申分無御座候

勘定割り我等家ニ而手懸ケ仕間敷候、

為後日手形如此

少も恨申間敷候、

殊ニ御中御年貢御役等何ニ而も万事

迄五年之御勘定相済、

我等儀者御預りニ被成、

籠舎御

仕候所に、

壱斗弐升隠田仕候≒付而、去五月十□□□只今迄籠舎

何れも御訴訟ニ付而当御代午ノ年ゟ戌之年(寛永十九年)

間違

残テ帳面高千三百九石六斗三升壱合

此分ケ

田石八百拾六石三斗四升

慶安元年

御宿村

宮内左衛門

囙

子ノ八月九日

/弥惣兵衛殿 一郎兵衛殿

畑石四百九拾三石弐斗九升壱合

野畑八町九反弐畝拾三歩

山畑六町四反四畝拾壱歩

野畑弐町四反八畝弐歩

興禅寺領

高拾四石五斗

内高四石八斗六升

平衛門殿 (伝右衛門殿

九郎右衛門殿

右之外

大畑

上ヶ田村 五兵衛殿

金

沢

半兵衛殿

63

第1章 近世裾野の成立 二四 「慶安五年辰正月十四日御代官へ差出控議裏書) 可申候、若少之所成共荒シ申ニ付而ハ、其者之義ハ不 毎年如被仰付候、 高拾石六斗 高壱石三斗四升三合 慶安五年正月一四日 御奉行様 慶安三年 千福村五人組手形之事 寅ノ十月廿六日 以上 田畑壱畝壱歩之所成共無荒間様仕付 千福村五人組手形 (裾野市深良 深良村 神 西安寺領 大庭重一氏所蔵 領 縫殿右衛門 郎左衛門印 左 千福村取定 衛門印 郷中ニはくろういたし候者置申間敷候事(馬・喰) 盗・はくち・ふひき・ 負仕者御座候ハ、、急度御披露可仕 =

郷中ニ而牛馬買申候ハヽ、盗馬なと買不申候様ニ馬之 御年貢米江戸へ納申上乗之義ハ、如御仕置之郷中 左なく候而買申候者、 出所を聞届、 郷中井堀セき川除堤并道橋普請 負之者参候者、 行衛不知不点成者、一夜之宿成共借シ申間敷候、 及申二、庄や・組頭迄何様之曲事ニも可被仰付候事 ま、致不出者有之候者、郷中払可申 仕間敷候事 ていかにも慥成者を仕立越可申候、 其上早々庄屋・五人組ニしらセ買可申候、 留置急度御披露可申 いか様之曲事ニも 庄 上候事 他所之者 や申 可被仰付候事 一付候、 三渡切 并手 我 -相談 か

作人ニも不付、 むさと罷有者、 所ニー 商人ニも不付、すきあひの道も不定、 日も置申間敷候事 かけの双六、 此外何 = 丽 も諸

郷中ニ而喧硴口論致、 其上庄や・組頭之下知ニも不随 候事

我かま、成者郷中ニ置申 間

間 御鷹場へ E 敷候事 罷出諸鳥取申間敷候、 并 御 鷹場 =

而

■鉄鉋打申

竹木自身之林 致御披露御指図を請伐可申候、 = 而もむさと伐申間敷候、 左なく候而伐申 縦家作仕候共 = 付

何様之曲事ニ \$ 可 可被仰候事

所之庄や・ 他国 他所ょ之牢 参 組頭ニ 年月を隔立帰度なと、申 人者郷中 相談ニ 置申 而置可申 間敷候、 事 縦親類 候 1 なと 様子聞 = īfij 届 8

従御 宮之建立二遣候共、 所々堂・宮之林むさと荒シ申間敷候事、 遅々仕候ニおゐて 公儀様被仰付候諸役、 神主・ 何様之御仕置っ 別当・ 少もため置 所之者共相談ニて伐 8 申 たとへ其堂 可被仰付候事 間敷候、 若

主・五人組迄何様之御仕置 若此上被仰付候旨違背仕候者、 右之通庄屋 可申 候 左なく候 ・五人組成程致吟味、 而 むさときりとり申間 = も可被仰付候、 其者之儀ハ不及申こ、 如此手形指上ヶ申 仍如件 敗候事 名

慶安五年

辰ノ正月十 应 Ħ

御代官様

(裾野市千福

西島義禮氏所蔵

承応二年二月二五日 御宿村、 代官より法度請

둪

「御宿村御法度御手形(端裏書)

指上ヶ申手形之事

はてれ 度堅被仰付候間、 h ・いるまん・きりしたん宗旨之者、 無油断吟味仕候二付、 所 左様之も 毎度御法

人御座候者、 0) 無御座候、 其者之儀ハ不及申ミ、 若御法度之宗旨之もの御座候とわきょ訴 庄や・五人組迄 何

様之御仕置 = \$ 可被仰付候事

男女抱申年記之儀ハ、

如御法度之拾ヶ年切ニ抱

可申

百姓中間 拾ヶ年過候ハト 而徒を企、 何様之御仕置にも可被仰付候事 近所隣郷之庄や・百姓をすゝ

め 65

惣別何事ニよらす悪事たくミーれつニ加判なと仕間敷 若左様成儀たくミ申者御座候ハ、早々御注進可申

上候事

兼而御法度ニ被仰付候牢人もの、 行衛不知もの、 又ハ

出家・こもそう・山伏・ びくに其外壱人ものニー

百姓中間 宿成共借申間敷候事 而出入之公事有之候時、

以取持申間敷候、 若左様ニ仕候と脇ゟ申も の御座候 之者とて取持す」め為致申間敷候、

近郷他領之儀

ハ猶

御代官様

親類縁者又ハ念比

敷儀所ニ御座候者、 如何様之御仕置ニも可被仰付候、 毎度被仰付候通り三ヶ郷之庄や立 惣而 出入六ケ

合扱、 急度済可申候事

候事 所二火事なと、申候者、 火消し之道具持早々出合可

申

御手代衆私欲被成何事ニよらす百姓ニ御非分儀ハ不及

申二、

依怙贔屓成儀少も無御座候、

有体二被成候、

若

御非分之義御座候ハ、、

早々可申上候、

相のひ申上候

申候、 置ニも可被仰付候、 右前書之通り少も相背仕間敷候、 者我等共越度二可被仰付候事 小百姓方へ右御法度之趣申きか 為後日庄や・ 組頭判形致手形指上ケ 若於猥二者何様之御仕 セ、

承応弐年

夜之

へ此如文言之手形取置可申候、

以上

其上拙者共方

巳二月廿五日

御宿村

長 左 衛

門印

徳 善 右 左 衛 衛 門印 門印

兵 74 郎 (印)

六 右 衛 甲甲 (H)

徳 左 衛 門印

理 右 衛 門 (印)

九 右 衛 門印 兵

郎

七 兵 衛印

兵

衛印

上野原新田

清 t 小 左 右 左 衛 衛 衛 門印 門印 門印

> 彦 +

太

宮内左衛門印

郎印

百姓何事ニよらす一れつ仕申間敷候事

 \equiv 郎印 弥 甚

蔵印

右 衛 門印

1

郎右衛門印

几 郎⑪

権 文 郎印

長 兵 衛印

둦

承応二年三月一一日

御宿村、代官より法度請書

与 助次右衛門印 左 衛 門印

甚 Ŧī. 右 郎 衛 兵 門印 衛印 与

右

衛

門印

七 左 衛 門印

太 郎 兵 衛印

兵 衛印

甚

毎度申上所ヲ払可

中候、

たとへ参候共指銭致申間敷候

(後欠)

伝 小 左 兵 衛 衛印 孫

門即 清 左 +衛 門印 郎 (印)

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵

「御法度手形

指上ヶ申手形之事

郷中 遊山 指銭を取、 分 又は = ・湯女くるい仕申間敷候、 而徒成百姓中 かに立不申候儀御訴訟申候とて小百姓手前 江戸 へ参、 間 けいセいくるい・はくち・物見(傾(城) ニ而公事を仕候て名主なとへ申 若左様成もの御座候者

けいおしへニ参候共置申間敷候、 他所 ゟ郷中 ・へ参、 うたい・つゝミ・たいこ・小うた諸 勿論仏法なとおしへ

候 8 の一円置申 間 敗候事

田 畑荒間 b 商内計ニ掛り候て、作等不念作り候者、 なく念ヲ入作り可申候、 郷中ニ 御 田 地 何 \$ なと悪

0

御城米納才料、 子共ニよらす急度御披露仕、 郷中ニ而りちきニ而慥成ものニ能請立 所ヲ払可申候事

指越可申候、渡切二仕才料商内ニ為致申

一間敷候、

尤買

舟并舟道具念ヲ入、古つな舟頭・かこなと吟味仕、 納当年ゟ堅御法度被仰付候、 愈々買納二仕間敷候事

御

右之通少も違輩仕間敷候、 城米積立廻可申候、 古舟ニつみ申間敷候事 若相背申候 ハ、何様 の仕置

可被仰付候、 承応弐年 為後日手形如此指上ヶ申候、 御宿村百姓 以上

徳 善 右 左 衛 衛 門印 門印

野村彦大夫様

巳三月十一

 \exists

長

左

衛

門印

六 兵 右 四 衛 門 郎印 (印)

> 七 兵 衛印

孫 兵 理 徳

+

郎印 郎印

八 九 郎 右 兵 衛 門印 衛印

甚 蔵印

弥 右 衛 門印

八郎右衛門印 + 郎印 郎

四

門印

左衛

与 長 権 文

助次右衛門印

Ŧi. 与

郎 右

兵 衛

衛印 門印

兵

衛印

門印

右 左

衛 衛

(II)

三

已七月二日 御宿新田	小 兵 衛印	
承応弐年	伝左衛門印	
日、以上	清左衛門印	
も可被仰付候、為後日手形本郷へ□□上ヶ申候、為後	小右衛門印	
候様成悪事[]諸々之罪此てかたを以何様之御[]ニ	頭/七左衛門印	上野原新田
上ハ夫婦中間ニ而も随事又ハ□□而も此新田つふれ申		
□□本郷御宿村庄屋中立合『而如此御済□□被下候、此	次左衛門甸	
不申候	平左衛門印	
- 付、上ヶ田村□屋・組頭中あつかひ御座候得共相済	半右衛門剛	
衛門義も此度上ヶ田村[]所へ立のき離別可仕由申候	清左衛門印	
御座候而、おつとおころし□□たくミ仕候ニ付、小右	宮内左衛門印	
□夫婦之もの日々ニいさかひ仕候義も□──]分徒ものニ	三太郎回	
□し上ヶ申手形之事	彦十郎回	
	甚兵衛剛	
7 1. 2 2 -	太郎兵衛剛	
三三 承む二手ピヨニヨー 卸宿寸新田夫役し一牛こつき手(一六五三)	七左衛門甸	
(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)	甚右衛門即	

□ 宿 村

本郷庄屋中

同 主 小 右 衛

内

門印

申二不及、

庄や・こ

儀印

清 左 衛 門印

百

証人

七

左

衛

門印

司 伝 左 衛 門印

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵

늣 承応二年一二月二二日 御宿村、代官より法度請書

ヶ申手形之事

町方在々共ニ五人組として中間吟味可仕、 く・はくち・ふひき其外何成共勝負 之通、 かるた・けんねんじしかけのすころ 一切仕間敷候、但 并面々之子

·法度之旨大切 - 相守可申候、 知不承はくち致ニおいてハ、 共・下人等ニ至迄日夜罷出先々をせんき致、 何も立合相談之上おさへ 自然我ま、成もの候て下 何も右御

致候か又ハ横合ゟ左様之儀申上ニおいてハ、

急度御注進

可申候、

若面々家々無仕置

三代

悪事

承応弐年

御披露被遊、 存間敷候、

様之御法度ニも可被仰付候

町方之儀ハ不及申ニ、在々迄火之用心成程念ヲ入大切

可仕候、自然御蔵本近辺ニ火事有之ニおいてハ、火

於御鷹場三何鳥成共 消之道具調、 壱人つゝかけ付、 一切取申間敷候、 御蔵かこい可 手前せ 申 かれ共迄

心掛心、 而夜うち・盗人となりを立候ハト急可罷出候、日比用 堅仕置可仕候、 あやしき者来り候者様子承、 并郷中之儀ハ不及申ニ、近所之村々ニ 先二送届 ケ可申

候

右之通庄や・組頭沼津へ被召寄、具ニ被仰渡、其上如此

手形指上ヶ申候、只今ゟ正・二月迄ハ弥時分柄ニ

丽

若致油断此旨相背ニおいてハ、御せんさく之上御 別而きひしく被仰付候、 承届ケ申候、 少も相背申間

為後日三ヶ郷にて手形指上ヶ申候、 一村として御法度ニ被仰付候共少も御恨 以上

甚 右衛 門印 組頭・其者之主人・親等ニ至迄何

1 日十二月廿二日

御代官様

甚 太 七 助次右衛門印 Ŧi. 郎兵 郎 左 兵 兵 衛 衛印 門印 衛印 郎 衛印

権 与 左 衛 門 即

忠彦

右

衛

門印

宮内左衛門印

耶兵 蘭印

兵

衛印

八郎右衛門印八郎兵衛回

八甚長

右衛門印

九七

孫清理六兵徳長

+

郎即

左右右

衛 衛 衛

門門即

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵) 左衛 門卿 徳 左 衛 門卿 丘 第 即卿

善左衛門剛

右 左

衛 衛

門印

門印

匹

郎印

壳

古	古	一	古	一	一							1	主	2	/ L
高四拾四石壱斗六升弐合	高弐拾九石八斗七升五合	高弐拾五石弐斗五升七合	高弐拾七石六斗九升六合	高四拾九石五斗四升八合	高五拾石八斗		酉ノ三月十一日		御宿村惣百姓役高名寄帳		明曆三年	VARC Z	(表紙)		归替三丰三月一一日 卸省村 (一六五七)
治(左衛門組カ)	新田田	孫兵衛組	甚右衛門組	半右衛門組	平左衛門組									. 我百女行高名客中(里)	即省寸忽与生殳高名导展(※)
一高壱石壱斗九升	一高四斗九升	一高三石弐斗九升九合	高壱石九升六合	高弐石四斗三升四合	「「雪」、「雪」、「雪」、「雪」、「雪」、(一高七石九斗五合「子ノ年よ」、「子ノ年よ」、「子ノ年よ」、「子ノ年よ」、「子ノ年よ」、「子ノ年よ」、「子ノ年よ」、「子ノ年よ」、「一番、位置不明)、「一番、	一 高三石八斗八升	○ 高五石八斗四升九合	小以廿七石六斗九升六合	一高弐石弐斗弐升	一高五石壱斗八升九合	一高六石五斗六升弐合	一高三石弐斗弐升弐合	一高三石四斗七升六合	○ 高七石弐升七合	高合弐百弐拾七石三斗三升八合
七左衛門	半兵衛	次兵衛	忠二郎	忠兵衛		与左衛門	孫兵衛		長兵衛	五郎兵衛	平十郎	甚兵衛	佐右衛門	甚右衛門	合

第1	節	近世神	刃期の	>裾野	;											
一 高三石弐斗九升七合	(内壱石九升六合 忠二郎分	一高三石五斗三升	一高五石三斗七升八合	一 高三拾石八斗壱升三合	○ 高五石弐斗五升	小以五拾石八斗	一高六石五斗四升三合	「 高七石弐斗九合 (付箋 位置不明)	「 高五石四斗壱升	高壱石壱斗六升四合	(付箋 位置不明)	○ 高四拾四石弐斗五升七合	小以廿五石弐斗五升七合	一高弐石壱斗七升六合	一 高七石三斗七升五合	一高九斗九升八合
徳右衛門		忠兵衛	文右衛門	宮内左衛門	半右衛門		八郎右衛門	庄左衛門」	半右衛門」	久左衛門」		平左衛門		五右衛門	庄左衛門	久左衛門
小以合弐百弐拾七石三斗三升八合		小以百九拾七石四斗六升三合		小以四拾四石壱斗六升弐合	一 高七石四斗九升三合	一高弐石八斗弐合	一高九斗壱升七合	一高六石三斗六升四合	一高六石三升	一 高三石弐斗八升三合	一高四石壱斗六升	一高七石五合	一高四斗七合	○ 高五石七斗壱合	小以四拾九石五斗四升八合	一高壱石弐斗八升
合 新田共		本郷分 但新田除			治左衛門	七郎右衛門	弥右衛門	八郎兵衛	九右衛門	彦右衛門	九郎左衛門	徳左衛門	六右衛門	長左衛門		平兵衛

										,,
(裾野市御宿		明暦三年酉ノ三月十一日		(花甲)			(裏表紙)	酉ノ三月十一日	明曆三年	
御宿 湯山芳健氏所蔵)								治左衛門	平左衛門	半右衛門
亥八月	万治弐年	僧罷出可申分ヶ候、為後日□□□少も相違之儀無御座候、若御法□□□	右之通り今度宗門人数何人御改ニ付、	同	同	御宿村分上野原新田 六右	伊豆佐野村禅洞家宗耕月寺旦那	Ż		「六五九)
耕月寺甸	伊豆佐野村	[□□ (ഐ+) 若御法度之宗門 = 御座候者拙	付、耕月寺□書上ヶ□	女子 たん	女房	六右衛門	郝		(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	に行って「おうえ」を である。 である。

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵)

同所

浄土宗源広寺

同 寺 御宿村宗門改之帳

宮内左衛門印

(表紙) 御宿村男女宗門改之帳 寛文弐年 十一月十三日 次左衛門 源左衛門

司 司 可 百 司 百 司 司 可 司 司 司 口 同 同 断 寺 断 断 寺 断 断 断 断 寺 所 断 寺 断 断 子 下女 下女 下男 下女 下男 子 司 女 作 庄 女 忠 は 西 は は 女 は 兵 伊 女 右 兵 大 兵 衛 夫⑪ 衛印 専印 衛 房 門 助 房 房 房 ま す な

同 司 司 同 同 司 同 同 同 同 亩 同 司 司 司 断 断 断 断 断 断 寺 断 寺 断 寺 断 断 断 断 下女 下男 同 同 子 子 弟 子 子 ま 2 + 四郎左衛門 源 女 次 母 長 母 源 平 は Z や 左 左 右 3 四 衛 衛 衛 門印 蔵 蔵 門 房 郎 郎田 門 8 j 0 な

千福村 禅洞家宗普明寺印 亩 同 同 同 同 司 同 亩 亩 亩 亩 司 古 寺 断 断 断 断 断 断 断 寺 断 断 断 同 同 下女 下男 同 同 同 司 子 ii 女 な 半 ま 介 半 権 ぢ ح る お 主 女 L とま 馬 右 兵 ぢ や 之 衛 衛印 房 ŝ t + 丞 助 房 門 0 す h 0 \$ 印

亩 亩 亩 司 司 同 司 同 司 断 断 断 断 寺 断 断 断 断 同弟 下男 子 下女 弟 司 下女 司 同 下男 言 同 子 同 母 た < 女 久 次 二郎左衛門 佐 吉 女 加 た せ 郎兵 之 兵 兵 せ 0 衛 丞 衛 衛 助 平 蔵 房 に 房 W け

同 司 同 同 寺 寺 寺 寺 子 司 司 同 子 下男 子 子 権兵衛門 左門 弥 勘 女 な 九 兵 女 あ 女 金 七郎兵衛 二郎右衛門 八郎右衛門印 左 左 兵 衛門印 衛 衛 門印 門 房 房 衛印 太 蔵 房 き 房

百 同 百 百 寺 寺 寺 寺 同 子 同子 子 九郎左衛門⑪ 女 徳 だと女徳 か三女 あ女 彦 女 母 右 左 右 3 衛 衛 衛 房門 門即 い 松 房 門印 太 房 房

同 同 寺 寺 同 亩 同 子 子 同 同 同 子 八女 長 い女ち 平 1= 右 \equiv \equiv た 左 郎 兵 九 15 衛 兵 門印 3" け h 衛印 わ 房 ぬ房 け 門 郎 衛

上野原新田	下女	下男	弟	同子	同		普明寺即旦那	同	子			同	下女		同寺
	や	久	九	ね	母	惣		す	六	女	母	文左	カュ	母	伝右
	す	助	+	V		兵衛⑪		け		房		衛門印	め		衛門印
	浄土宗仙年寺 旦那	葛山村	;子			法華宗光長寺旦那	子	同	業日	海土宗仙年寺 旦那		同	子		同。寺
庄左			٠٧٠	坟	半右		甚	女	惣左		女	徳右	す	母	佐
衛門印			٤٤	*房	衛門		太	房	衛門印		房	衛門印	け		兵衛即

	同			同				同			同			同
	寺			寺				寺			寺			寺
		同子			同	子			弟			同	子	
女		き	母	兵	ぢ	2 3	女	五右	三左	母	久左	ま	藤	女
	兵					之		衛	衛		衛		三	
房	衛印	な		助印	h	助	房	門	門		門	h	郎	房

同 同 同 同 寺 寺 寺 子 同 子 同 同子 六 マ 女 伝 松 て 女 甚 平 勘 百郎 伝 女 佐 右 兵 兵 衛 兵 房門 け房衛ご房衛蔵助 衛印

同寺小	同	つ	子忠	女	同寺	同つ	同	同長	子伝	女			宇	同り	同勘
右衛門印	やう	る	左衛門	房	郎兵衛回	る	K	松	中郎	房		在管門匠	前	き	蔵
同	子			子		同寺町	同	同	同	同	子	同寺		一向宗長京寺甸旦那	水久保村
٧,	物物力	て ナ	L	き	女	七郎右衛門回	は	<	い	女	八左	女	八郎		

上ヶ田村 净土宗浄念寺旦那 同 百 同 寺 寺 寺 上野原新田 子 同 子 下女 子 同 長 ぢ 女 庄 た 女 与 け き 女 七 は 右 左 P 兵 衛 衛 門印 門印 衛印 3 房 房 命 房 W 3 た 0 曲事ニも可被仰付候、以上 座候而御法度之宗門壱人も御座候とわきょ申人御座候 者ニ至迄不残銘々相改如此ニ御座候、若無念成儀も御 右之通り此度宗門御改ニ付而、 ハ、、其五人組之義ハ不及申ニ、庄屋・組頭迄何様之 寛文弐年 寅之十一月十三日 司 寺 弟 子 弟 御宿村 弥 七 母 彦 < 女 郷中大小之百姓召遣之(使) 兵 庄や 同 衛印 市 蔵 房 3 半 権 右 兵 衛

門印 衛印

同 次 左 衛 門印

組頭 甚 右

衛

野村彦太夫様

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵

寛文七年一〇月 石脇村年貢割付状

石脇村定免御物成可納一年分書出之事

「寛文七未年分」

永五貫六百六拾四文

米六拾石弐斗

右之通当未年ゟ亥年迄五年定免被仰付候間、 毎年霜月廿

日以前皆済可仕者也

寛文七年未十月日

井 上 権 兵 衛印

渡部郷左衛門印 石 田 庄 兵 衛印

右之村名主

門印

壹

(裾野市石脇

大庭和彦氏所蔵

寛文九年一一月一二日 富士郡六七カ村と須山村の

境論裁許状

拾ヶ村・東泉院領七ヶ村・沼津領拾ヶ村与駿河郡御厨領 駿州富士郡神原領拾六ヶ村・加嶋領弐拾四ヶ村・吉原領

倉村・比奈村・一色村・久沢村・中野村之者須山村江遣

須山村境論之事、令糺明之処、拾壱年以来富士郡之内三

候証文数通有之上者、須山村より申所証拠分明候、 富士

難成候、 郡より証文数通差出といへとも、 者巣鷹山守黒田村助兵衛方江遣候手形ニ而境之証文には 然間須山村申出候境を相立候条向後堅可守此旨 巣鷹之儀ニ付御厨領之

失者也 仍為後証絵図之面境目に加印判双方江下置之間、

不可違

伊 内 右 蔵 衛 門印

寛文九己酉年十一月十二日

允印

(表紙) 亥之歳御宿村五人組手形之事 正月十六日 寛文拾壱年

三四 寛文一一年正月一六日

御宿村五人組手形(竪)

展野市須山

市立富士山資料館保管

上候事

口絵参照

申間敷候、并ニ手負之者参候ハ、留置急度御被露可申 乞食・非人・さゝらすりニ到ル迄、一夜之宿成共借し

但 Ш 甲 大 出

馬印 城印 斐印 隅印

行衛不知不隠之者并ニ坊主・山伏とも、僧・比丘尼・

不及申二、庄屋・組頭迄何様之曲事ニも可被仰付候事

ケ可申候、

若少之処成共荒シ申ニ付而

ハ、其者之儀

年貢之義ハ不及申ニ、 御年貢済シ兼、 被露可申上候、 致欠落左右成もの御座候ハ、、 若致油断欠落仕候百姓御座候 郷中二而弁、 御蔵江納メ可申候 毎度御

事

致

仕間敷候事 御年貢米江戸江納申上乗之儀者、 郷中井堀せき川除ケ堤并ニ道普請ニ庄屋申付ケ候ニ 如何ニも慥成者ヲ仕立越可申候、 我ヵ儘不出もの有之候ハ、郷中を払可申 他所之者ニ渡シ切ニ 如御仕置之相談 候事

每年如仰付候、田畑壱畝壱歩之所成共無荒間様ニ仕付(渡殿々) 指上ヶ申五人組手形之事

]豊

前印

郷中 所 ラ聞届 ・ニ而牛馬買申候ハ、、 其上庄屋 ・五人組知せ買可申 盗馬等買不申候様ニ 候 馬之出 無左候

而 買 审 候者 如何様之曲 事 = も可被仰付候事

作人ニも不付、 郷 中 = 馬 喰 致候者置申 商人ニも不付、 間 敷候事 すきあ

S

の道も不立む

さと罷有者、

日

も置申間敷候事

盗 負仕候 ・ばくち \$ 0 御 座候 S U き 急度御披露可仕候 か け の双六、 此外 何 二而 \$ 諸勝

郷中ニ 成者郷中 喧 硴 置申 \Box 論 蕳 其上庄 敷候事 屋 組 頭下. 知にも不随 我儘

竹木御 申 御鷹場へ 間敷候事 公儀様御林之義ハ不及申ニ、 罷 諸 鳥取申 間 敷候、 并 = 御 自身之林ニ 鷹場 二而鉄砲打 而 4

むさと伐り申 間敷候、 縦江家作など仕候共致御披 何様 露

之曲 御指図 他所な牢人もの郷中ニ置 事 フラ請 \$ 可被仰付候事 伐 b 可 申 候 無左候 申 間敷候、 而伐り申 縦江親類等 = 付 而 ハ 丽

> 届 他 ケ庄屋・ へ参、 組 年月を隔立帰り度なと、申候ハこ、 頭 相談 丽 置可申 候 付たり、 行衛不 様子聞

知

所之一せんずりにも堅くすらせ申 者参俄か坊主ニ 成度なと、申 候者、 間 敷候、 寺方ハ不及申 若猥ニ お

V

て者庄屋・組頭迄如何様之曲事ニも可被仰 付候事

従御 所之堂宮之林むさと荒し申間敷候、 立ニ遺候とも、 公儀様被仰付候諸役、 神主別当所之者共相談 少しも たと つめ遅申 = 丽 へ其堂宮之建 伐り可 一間敷 候事

無左候而伐り申 -間敷候事

申

候 名主・五 右之通り庄屋 若此· 人組迄何様之御仕置 上被仰付候趣違背仕候 Ŧi. 人組成程致吟味、 = 者、 \$ 可被仰付候、 其者之儀 如此手形仕差上ケ ハ不及申 仍如 此

御座候、

以上

亥ノ正月十六日

頭 宮内左衛門 (II) 御宿村

伝 伊 左 兵 衛 門印 衛

平 兵 衛命	小右衛門印	平左衛門⑩	徳左衛門印	頭「忠兵衛剛	上勘 兵 衛剛	徳右衛門印	長左衛門印	九郎左衛門印	頭「文右衛門印	与三右衛門@	弥 兵 衛印	九右衛門印	八郎兵衛回	頭「八左衛門印	御代官様	
	立	七	Vhrz	頭「合			沤	+	頭	与	<i>T</i> :	<u> </u>	Hhn	頭「甚	佐	
	彦右衛	郎兵	次郎右衛	金左衛		二左衛	源二	太郎左	庄左右衛門	ナ 右 衛	五郎兵	金兵	惣兵	右	権左	甚兵
	門即	衛印	衛門印	門即		門即	郎	左衛門印	衛門印	門即	英衛印	衛	衛	衛門⑪	衛門印	衛
			づれ申者郷中ニ	銘々改為致申候、	右之通り五人組手形指											上ノ原新田
			御座候	少	于											
			4年	2	形指					角	八	作	新	彦	忠	七
			ハ	ンも相違	-					兵	左衛	兵	兵	兵	兵	兵
			ハ	シも相違之儀無	形指上ヶ申候、						左					
同	同	庄や	ハ、拙者共越度	も相違之儀無御	上ヶ申候、		同	同	庄や	兵	左衛門印上ノ	兵	兵衛	兵	兵	兵
治	同権	半	ハ、拙者共越度	も相違之儀無御座候、	上ヶ申候、判形之義		治	同権	半	兵	左衛門印上ノ	兵 衛印 一徳	兵 衛即 勘	兵 衛剛 助	兵	兵衛回同
			ハ	も相違之儀無御	上ヶ申候、				P	兵	左衛門印上	兵 衛回	兵衛印	兵 衛即	兵衛印	兵 衛回 同所

組頭 甚 右 衛

上野原新田

七 左 衛 門印

間敷候事

百姓中間意趣遺恨之者「御座候共、

非分なる御案内仕

(裾野市御宿 湯山芳健氏所蔵

上候、 隠置申間敷候事 御内衆背御法度ヲ、何成共悪事被成候ハ、

即時

=

可

单

延宝弐年

寅ノ三月廿三日

野村彦太夫様 諸星庄兵衛様

> 御宿村 源

権 兵

半

右 左

衛 衛

門 門

衛

宮内左衛門 甚 右 衛 門

伝 左 衛 門

庄 左 衛 門

八 左 衛 門

惣 金 左 兵 衛 衛 門

今度御検地ニ而御引被下候溝代・道代之分、 以来せは

87

門印 め申

間敷候、

被仰付候通道代・溝代急度作置可申候事

延宝二年三月二三日 御宿村検地につき起請文前書

둪

起請文前書之事

并二寺社領之儀者前々従御 成心少之所成共落地御座候二

隠地引可仕候、

御帳出来次第二田畑銘細二引合、

若不

おゐてハ早々可申上候、 公儀様御付置被成候田

畑

今度当村御検地二付、

私共御案内仕候壱歩之所成共無

之外、少之所成共まきらかし申間敷候事

之義ハ古検ヲ以地引仕候へ由被仰付候ニ 隣郷地境少も無紛有体ニ申上御案内可仕候、

仕候

帳ヲ以古検之場所引違不申、

銘細古検 = 7

引合御案内

付

顽

水

殊ニ当村 先御·

第	草 业	工世裾	野の	成立
月 千福村、代官より年貢	(裾野市御宿 湯-	上野原		
牛貢皆済以前の	山芳健氏所蔵)	七左衛門	忠兵衛	文右衛門
		寅十一月	延宝二年	庄屋・組頭・百姓子
同	同	名主	千福村	不残加判仕手形指上
文左衛	新左衛	長四		上ヶ申候、

当御年貢皆済不仕之内村中米売買一切仕間敷候、 他所へ少成共米出不申候様。大小百姓へ堅御法度之段 指上ヶ申手形之事 米売買禁止法度請書 勿論

野村彦太夫様 争 欠 組到 同 同 太 忠 右 右 左 南門(ママ) 衛門印 衛門印 儞 儞 門印 門印 以上 郎

同 司 惣 文 弥 長 権 右衛 右 左 左 兵 兵 衛 衛 衛 門印 門印 門印 門印 衛印 衛印 1 (印)

為其

候とワきより申

候義御尤奉存候、我等共村二而御年貢皆済前米売買致 御法度ニ可被仰付候、他所ゟ米買船壱艘も御入不被成 之法度ニも可被仰付候、就夫沼津みなとニ而も米買船 御座候ハヽ、其当人は不及申ニ、庄屋・五人くミ何様 可申渡候、若御法度を相背かくし候而米売買仕候もの

|加又御聞出被成候ハヽ、御(歟)

覚左衛門		三
茶畑村	九郎□□	四郎兵衛回
度可申分候、為後日別紙手形指上申候、仍如件	勘□□印	七兵衛剛
体『被仰付候、自今以後何様之訴人御座候共私罷出	太郎	半右衛門(ママ)
免被成被下難有奉存候、各様毛頭御依怙贔屓無御座有	新	
書出申儀不罷成候ニ付、名主中頼入御佗言仕候得者御		六右衛門印
成儀不図申上迷惑仕、色付相違之所少も無御座候ニ付、		
神文を以詮儀仕候故少も相違無御座候処ニ、私卒入少	九郎即	
之候様ニ被成可被下由被仰付候へ共、何れも村中之者		三左衛門即
上候ニ付、色付相違之所有体ニ書出シ可申候、高下無		長兵衛回
一今度当村御検地被遊候時分、色付相違之所御座候由申	忠兵衛即	
指上申一札之事		兵左衛門印
	六郎□□	
まず近尾丘耳四月四日、 茶田寸倹也色寸目童こつき一札(一六七七)	金兵衛回	
(裾野市千福 西島義禮氏所蔵)		
八郎右衛門⑪		
市左衛門⑪ 八郎左[]⑩	七郎兵衛即	

延宝五年

ヒノ四月四日

永野次郎大夫様

今岸半右衛門様

年未詳

千福村検地後の石盛変更等につき一ツ書

(沼津市 柏木正男氏所蔵)

置申候

ケ申候、

九月廿日

千福村

土 左 住

御代官様

(裾野市千福 西島義禮氏所蔵

候へハ、又候哉検地入候義者罷成間敷候間、上中を以付而高大分ニふゑ申候間、庄屋・百姓様々御訴訟申上一大久保次右衛門様御代、千福村へ御検地御入被成候ニーツ書ニて申上候

様御カハリめ長野九左衛門様御代官被成候ニ、則次右右之なおし之通りニて御指出シ指上ケ申候、次右衛門

衛門様御家老山中勘兵衛殿ゟ惣村中之御指出シ之本九

少つ、なおし候様ニと被仰付候間、文左衛門百姓立合

少つ」なおし申候事

90

左衛門様へ相渡り申候、其刻千福ニ而も御指出シ指上

九左衛門様御わり付御座候を太兵衛方へ渡シ

せき場之儀ハうめ可申候、

自然埋樣悪敷御座候者其方

ゟ御望ニうめ可被成候、か様ニ相定申上ハ、数年相過

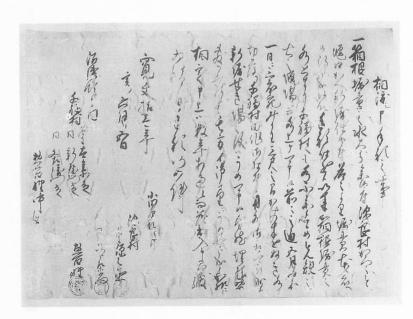
第二節 深良用水

・ 寛文一一年六月五日 深良村かろうと堰口替新堀に

へ通水保証手形

相渡シ申手形之事

水切落、千福村田作御仕付候用水御取可被成候、新堀 た、如先規之右之堰場ニ而水上ヶ可申候、前々之通 に、如先規之右之堰場ニ而水上ヶ可申候、前々之通 が、如先規之右之堰場ニ而水上ヶ可申候、前々之通 が、かが落、千福村田作御仕付候用水御取可被成候故手 が切落、千福村田作御仕付候用水御取可被成候、新堀 がり、のから、ので、前々と通



四0 延宝七年六月二八日 富沢村勘兵衛ら沼津代官領辰

之御撰米金納請負手形

寛文拾三年

候而茂出入申間敷候、

為後日手形依如件

亥ノ六月五日

小田原領之内

深良村

名主 源 之丞⑪

次郎左衛門印

同

惣 百 性印

沼津領之内

千福村

名主 同

太

兵 衛

(前欠)

米合三千四百弐拾九表九升五合

金合千百八拾三両三分永八拾壱文七分

内

千百弐拾三両三分永六拾八文七分

米代金 運賃

六拾両永拾三文

右之通辰之御撰出し米金納 - 被仰付候米辻如此 - 御座候

以上 延宝七年

同

左

衛門殿

左

門殿 衛殿

惣 久 新

百

性

中 まいる

未六月廿八日

駿州沼津領

香貫村

米請人 利 右 衛

門

嘉 右 衛 門

同

沼津富沢村

(口絵参照

(裾野市千福 西島義禮氏所蔵

延宝七年

勘 兵 衛印

司

富沢村

勘 兵 衛即 証人

米六拾九表弐斗五升九合 是ハ納不足ニ付如件ニ候柳下源八郎殿分

此代金弐拾弐両三分永九拾壱文七分

右同断 藤田八右衛門殿分

米拾表三斗六升五合

米弐拾六表三升六合

此代金三両弐分永百文四分

是ハ勘定違申故如此ニ候香貫村利右衛門分

此代金八両弐分永五拾弐文四分七厘

運賃

金壱分永弐百六文七分 運賃 米代金三拾四両三分永弐百四拾八文壱分七リン

米合百六表弐斗九升

金壱分永弐百六文七分

右之通辰之御年貢米之内納さかり又勘定違之分米辻如此 二御座候、我等共請負参候、 金納ニ奉願候、 以上

駿州沼津領

未六月廿八日

香貫村

利 右衛門

野村彦太夫様

(裾野市富沢

渡邉武彦氏所蔵)

껃 延宝七年七月二日 富沢村勘兵衛沼津代官領辰之御

撰米上納金目録

「□子有之処書出候目録指上申候下書也(端裏書)

金千百弐拾三両三分永六拾八文七分 辰之御撰米御上納金目録

但米三千四百弐拾九表九升五合之代

金六拾両永拾三文 金八両弐分永五拾弐文四分七厘 但米弐拾六表三升六合之代 右之運賃 (利右衛門分勘定

右之運賃

金合千百九拾弐両三分永九拾壱文 金壱分永弐百六文七分

弐百八拾三両永三拾文 (利右衛門分

内

内

弐百拾両

四拾壱両

Ш

友手前二有

唯今指上ケ申候

三拾弐両永三拾文

、八月十日迄御待可被下候、奉願候、是ハ当八月十日以前ニ御上納可申候、

九百九両三分永四拾壱文六分

内

弐百六拾四両 唯今指上ケ申候

内七拾両長沢村分

残而六百弐拾五両永四拾壱文六分

弐拾両三分

地払米千百八拾六表之運賃

勘兵衛ニ

有

山友手前二有

四両壱分永百五拾文 弐両三分永六拾文

壱両 **弐両弐分** 手形有

岡之宮村

中土狩村 木瀬川村

長沢村

拾七両弐分永九拾五文 畑中村

四拾四両三分永百文

玉川村

納米里村

弐両壱分

弐両三分

色村

八幡蔵組

拾両

但当年御城米相廻し不足米之金子出し申候、 御蔵組

村々ニ有

四両

拾六両 拾壱両壱分手形有

, 椎路村三左衛門、柳沢村金右衛門

玉川藤右衛門

惣ヶ原文右衛門

石脇平左衛門

手形有

三同胎面 手形有

弐拾八 、両壱分

三拾弐両弐分

富沢村

富沢村仁右衛門

94

内

凭百三拾一 三百九拾三両永四拾壱文六分

内

延宝七年

中候間金納二奉願候

右之通辰之御年貢米納さ

かり如此

= 御

座候、

我等請負

七同断

中土狩村七右衛門

勘兵衛

拾五両永百五拾五文

右弐百三拾弐両之金子如此駿州ニ御座候、 人
弐
百
三
拾
弐
両

少も偽り不申

ᄪ

上候、沼津江被仰遣御せんさく可被遊候、 右之金子之儀

当八月十五日以前ニ急度指上ヶ可申候、

其内御待被下候

未七月二日

様

=

奉願候、

以上

延宝七年

沼津領

富沢村

勘 兵 衛印

未七月二日

野村彦太夫様

貞享四年一〇月

(裾野市富沢

渡邉武彦氏所蔵

御宿村箱根水掛畑田成上穀米出反

歩帳(横)

表紙

貞享四年

御宿村箱根水掛畑田 - 成上

穀出反歩帳

卯十月

酉上畑四セ十三歩之内四せ十三歩之内 丑上畑弐セ三歩同所右之内

郎

兵

衛

但米八拾表弐斗五升四合代 金弐拾六両壱分永百九拾弐文壱分

藤田八右衛門殿方柳下源八郎殿方

丑下畑弐セ七歩 清水

富沢村

勘

兵

衛印

酉下畑六セ五歩

次 郎

平

善

兵

衛

下畑四せ廿歩

步

下畑壱せる

十三歩田

= 一成候分

成下畑三せ十三歩三反畑 戌かなや · 戌酉 中 丑まか 丑: 酉 11: 丑: 丑: 丑: 下畑三 中 中 中 下 中 下畑四 世三歩 老升壱合 老升壱合 壱斗四升七合中畑四せ十四歩 売畑た 斗三、 か 八升三や 畑壱 五畑 畑壱 弁当を 五世 せ せ せ廿八歩 合四步 廿三歩 合十八步 升出步 四弐合歩 合

次 平 平 権 才 口 百 権 伝 兵 忠 左 左 左 右 几 兵 兵 衛 衛 衛 衛 門 郎 門 郎 郎 人 人 衛 門 甲甲 衛

が中畑壱せ十四4 西 西 前畑壱せ廿八歩之内 中畑三い 三反畑 中畑壱せ廿弐歩 一世十 [せ弐歩 - | 弐歩

才 兵 伝 平. 兵 匹 郎 郎 衛 郎 | 人士反三 せ歩

六反九せ十

一四步

合付

一せ十六歩

付荒

内

Ŀ 中

畑廿六歩 畑弐せ十五

歩

長 1 七 伝 善 右 左 兵 兵 兵 衛 衛 甲甲 衛 門 人 衛 衛

E

付畑 荒三

せ十六歩

上畑三せ十八

步

月屋敷 1 畑 弐 セ 十 歩 1 畑 弐 セ 十 歩 1 畑 弐 セ 十 歩 2 世 十 三 歩 之 内 2 世 十 5 世 十 歩 上畑弐歩下畑壱せ十八歩三反畑 下畑に **值** 丑 下畑四せ三歩 下畑壱 中畑弐 下 上畑弐せ三歩 中畑十 中 畑壱 畑四せ十 ・畑弐せ七歩 -四歩 七 七 七 十八步 廿 兀 р<u>і</u> 歩 步 歩

次 忠 善 平. 平 才 権 平 兵 平 七 文 兵 百 権 右 左 郎 左 左 左 郎 兵 次 兵 兵 次 四 兵 次 衛 兵 衛 兵 衛 衛 衛 門。 門。 門 衛 門 門 衛 衛 衛 郎 郎 郎 衛 人。 郎 郎 衛

> 下 中 畑三セ 畑壱 七 廿 步 歩

(裾野 市 御 平 権 左 次 衛 門。 郎

宿 湯 Ш 悦氏所蔵